

利用規約

アクスタ BJ（以下「本クラブ」といいます）のご利用にあたり、会員は本規約に同意のうえ、遵守していただきます。

第1条（運営）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定を含む）は、合同会社夢島が行います。

第2条（入会資格）

1. 本クラブに入会できるのは、本規約に同意し、本クラブの趣旨に賛同する方で、医師から運動を禁じられていない方とします。
2. 以下に該当する方は入会できません。また、入会後に該当が判明した場合は、退会いただきます。
 - ①暴力団関係者、その他反社会的勢力に属する方
 - ②公序良俗に反する刺青・タトゥー等を露出し、他会員に不快感を与えるおそれのある方
 - ③入会申込書に虚偽の記載をした方
 - ④会員のクラブライフに著しく支障を及ぼすおそれのある方
 - ⑤その他、本クラブが会員として不適切と判断する方

第3条（入会手続）

1. 入会希望者は、所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得たうえ、定められた会費・入会金等を支払うものとします。
2. 健康状態に応じて、医師の健康証明書の提出を求める場合があります。
3. 未成年者の入会には、保護者の同意が必要です。この場合、保護者は会員と連帯して本規約に基づく責任を負うものとします。

第4条（入会金）

1. 会員は、所定の入会金を支払わなければなりません。
2. 入会金は入会契約締結および履行のための必要経費であり、いかなる場合も返還しません。

第5条（会員資格の停止・除名）

本クラブは、会員が次の各号に該当する場合、会員資格の停止または除名を行うことができます。

1. 会費・諸費用を 3 ヶ月以上滞納したとき（除名の場合も滞納分は全額支払う義務を負います）
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき
3. 本規約またはその他の規則に違反したとき
4. 本クラブの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき
5. 入会書類に虚偽の記載をしたとき
6. 会員としての品位を損なう非行があったとき
7. 他人に感染させるおそれのある疾病に罹患したとき
8. 本クラブの合理的な指示に従わないとき
9. その他、本クラブが社会通念上不適当と認めたとき

第 6 条（会費）

1. 会員は、本クラブの定める会費を所定の方法で支払わなければなりません。
2. 会費は、会員資格を有する限り、施設の利用有無にかかわらず発生し一旦納入された会費は、月途中の退会や休会等による日割り返金は行いません。

第 7 条（休会）

1. 会員は、各月 10 日（10 日が休館日の場合は翌営業日）までに所定の休会届を提出することで、翌月から休会できます。10 日を過ぎた場合は、翌々月からの扱いとなります。
2. 休会期間は 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内とし、休会費は別途定める額を支払うものとします。
3. 休会延長を希望する場合は、休会最終月の 10 日までに再度休会届を提出する必要があります。

第 8 条（会員種別の変更）

会員は、各月 10 日までに所定の変更届を提出することで、翌月から会員種別を変更できます。10 日を過ぎた場合は翌々月からの適用となります。

第 9 条（退会）

1. 会員は、各月 10 日までに所定の退会届を提出することで、その月末をもって退会できます。
2. 10 日を過ぎた場合は、翌月末での退会となります。
3. 退会届の提出がない限り、会費の支払義務は継続します。
4. 退会届は書面またはクラブ指定の方法により提出するものとし、電話や口頭での申出は受け付けません。

第 10 条（休業日）

1. 本クラブは、別紙に記載する定休日および季節休業日を設けます。

2. 設備補修、会場整備、その他運営上の都合により休業する場合があります。その場合は原則として 2 週間前までに掲示します。
3. 緊急工事や災害等により、事前告知なく臨時休業することがあります。

第 11 条 (臨時休業)

1. 台風、地震、火災、事故等の不可抗力による場合
2. 施設改修・補修工事の実施
3. 法令・行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化
4. 施設使用権限の消滅等、運営に支障が生じた場合
5. その他、合理的に休業の必要があると認められる場合

第 12 条 (免責)

1. 会員は自己の責任において施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員の施設利用中に生じた盗難・怪我・事故等について、当クラブの故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 会員同士のトラブルについても同様とします。
4. 会員は、自らの技量を超える行為や危険行為を行ってはなりません。また、クラブの事前承諾なしに営利目的の指導行為を行ってはなりません。

第 13 条 (規約の改定)

1. 本クラブは、社会情勢・経済状況の変動、運営上の必要その他合理的な事由により、本規約を改定することができます。
2. 改定内容は、改定日 1 ヶ月以上前に施設内掲示およびホームページにて告知します。

第 14 条 (保険・個人情報)

1. 会員は、本クラブが指定する「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」のスポーツ障害保険に加入するものとします。
2. 保険加入に際し、入会手続き時の氏名・住所等の情報を利用します。
3. 本クラブは、会員の個人情報を保険契約および安全管理の目的に限り利用し、本人の同意なく第三者に提供しません。

第 15 条 (施行日)

本規約は 2025 年 9 月 1 日より施行します。